

平成30年度奈良市環境教育推進会議開催要項

(趣旨)

第1条 市民、地域、学校、市民活動団体及び事業者と連携し、協働による環境教育を総合的かつ体系的に推進するため、平成30年度奈良市環境教育推進会議（以下「推進会議」という。）の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 推進会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境教育プログラムの企画・開発及び人材育成に関すること。
- (2) 環境教育に関連する市の事業計画に関すること。
- (3) 市の環境教育関連施策の推進状況の点検及び評価に関すること。
- (4) 環境教育に取り組む各主体間の連携及び協働に関すること。
- (5) 環境教育に取り組む各主体相互の意見及び情報の交換に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、推進会議への参加を求めるものとする。

- (1) 奈良市環境審議会の委員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 市民活動を行う者
- (4) 事業活動を行う者
- (5) その他市長が適当と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して推進会議への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 推進会議の参加者は、奈良市環境審議会の委員の中から参加者の互選により推進会議を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、参加者の意見を聴き、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、環境政策課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営その他について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要項は、平成30年6月1日から施行する。